

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年1月27日

奈良県監査委員	江	南	政	治
同	清	水	勉	
同	川	口	延	良

監査の特定事件（テーマ）

奈良県の公教育に関する財務事務について

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【監査の結果及び意見一覧】

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		第3. 全般的な意見	
		1. 私立学校教育経常費補助金について	
		(3) 私立学校教育経常費補助金の効果的な交付に係る分析	
教育振興課	69	④ 生徒割単価の見直しについて (意見) イ) 生徒1人当たり補助金に対する考察 私立学校教育経常費補助金の標準的運営費は教職員割がその全体に占める割合は80%以上であるのに対して、生徒割が占める割合は7~8%程度である。 私立学校の経営の健全化を優先的に考えるのであれば、教職員の補助単価を相対的に高く設定する現在の補助計算式は有効である反面、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校には、生徒数に応じた補助金が交付されるべきと考えられ、そのためには生徒割の単価を高く設定することが有効であると考えられる。 なお、少人数学級制度を採用している高等学校については、標準的運営費の枠ではなくて、政策推進加算の枠組みの中の少人数学級制度等を利用して加算項目として交付することのほうが、より適当ではないかと考えられる。	私立学校教育経常費補助金の見直しについては、「園児、児童、生徒数の確保に努めた学校にはそれに応じた補助金が交付されるように」という観点も踏まえるとともに、「私立学校の経営の健全化」も当該補助金の重要な目的の一つであることから、教職員に対する人件費単価等とのバランスについても考慮しながら、検討を進めているところ。
	73	⑤ 私立高等学校の自主目標の設定と評価について (意見) 今回の分析で、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校は、定員充足率が増加するはずである、また政策推進加算制度を活用するはずであるという当初の仮説と一致したことから、この2つの観点においては、現在の私立学校教育経常費補助金は、有効に補助金が交付されていると考えられる。 一方で、今回の分析は、各種の定量的指標を用いてすべての私立高等学校を統一の視点をもって行ったが、各私立高等学校がその設立目的に沿った独自の運営をしていることを考慮すると、その目的に沿った教育がなされているかどうかを評価すべきである。 したがって、今後は、各私立高等学校が建学の精神に基づいて、それぞれが重要と考える目標について県と私立高等学校で協議し、その目標が達成されたかを測定及び評価のうえ、毎年度県に実績報告させ、それをもとに、私立学校教育経常費補助金が効果的に配分されているかを評価していくことが重要であると考えられる。	県では昨年度末に策定した「奈良県教育振興大綱」において、重要業績評価指標(KPI)を設定しており、私立学校に対しては建学の精神の趣旨に沿いながら、この達成に向け取組を推進するように働きかけているところ。
		(4) 政策推進加算及び学校提案型支援加算の項目設定及び効果測定について	
教育振興課	75	① 政策推進加算と学校提案型支援加算の対象について イ) 項目設定の判断基準について (意見) 政策推進加算については、申請数が多くなることに一定の意義があるのではないかと考えられるため、申請数が少ない状況が続く項目については、そもそも加算項目として設定することが適当なのかどうかを毎年度見直す必要がある。また、当該加算項目に関連する取り組みが各私立高等学校で積極的に行われ、結果として申請数が増加するよう、また県の推進したい施策が浸透するよう、助言等を行うことが有用と考える。 一方で、人権教育の推進に係る取り組みに対する補助金のように、ほとんどの学校から申請されている項目であれば、申請に応じた補助を行うのではなく、標準的運営費のひとつとして支給する方法もあるのではないかと考える。 同様に、学校提案型支援加算の項目も政策推進加算と同じく、設定する項目の是非を毎年見直すとともに、私立高等学校が当該補助金の項目に関連した事業に積極的に取り組むことで補助金の申請数が増加し、結果として、県の推進したい施策が浸透するよう助言等を行うことが有用と考える。	政策推進加算及び学校提案型支援加算の項目については、昨年度末に策定した「奈良県教育振興大綱」の内容を踏まえて、拡充を図る方向での見直しを検討しているところ。 また、各加算項目について積極的な取組を促すため、本年度から各学校が申請を検討している取組について、要件に合致するかどうか等について県が助言等をする「事前相談会」を実施しているところ。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	78	<p>② 私立学校教育経常費補助金の効果測定について</p> <p>イ) 効果測定の必要性について (意見)</p> <p>政策推進加算及び学校提案型支援加算は、一定の成果を期待して支給されているものであることから、補助金を支給したことによる成果を評価することが適当と考えられる。実際に補助金の支給を受けた学校にヒアリングしたところ、その効果を評価しており、補助金を受給したことに対する一定の効果があり、補助金支給に意義はあると判断できる。</p> <p>一方で、県では、補助金対象となった事業の実績の有無等を確認しているものの、その効果を測定することを行っていない(ただし、平成27年度より、学校提案型支援加算について各校に効果測定を義務付けている。)</p> <p>まず、政策推進加算は、県が具体的な要件を定めている補助金であることから、その要件を満たすことにより期待される成果に関連する指標についてアンケート調査等を行い、成果を測定することが考えられる。</p> <p>次に、学校提案型支援加算は、学校側から県の施策推進に関連する事業を提案してもらうものであることから、学校側に具体的な目標や成果指標を提示してもらい、自己評価してもらう方法が考えられる。</p>	<p>学校提案型支援加算については、平成27年度以降、効果測定を義務づけており、政策推進加算についても、効果測定が可能なものについては、測定の実施及び報告を求めている。</p> <p>一方で、学校教育における取組には、短期的には効果が現れにくいものの、継続して取組が必要と考える項目や、また、幼稚園や小学校等の低年齢時においては、効果を測定することが困難な取組もあるものの、それぞれの加算項目の目的に沿って、可能なものについては継続して効果測定を行うよう働きかけているところ。</p>
		2. 県立高等学校の予算について	
		(1) 県立高等学校における特色ある予算の設定について	
教育委員会事務局 企画管理室	84	<p>② 県立高等学校の特色ある予算及び弾力的な予算の設定について (意見)</p> <p>イ) 特色ある予算及び弾力的な予算の設定について</p> <p>県立高等学校では、学校側が必要と考える予算について、必ずしも弾力的かつ主体的に設定することができる状態にはないが、弾力的な予算を確保することは、学校ごとの特色を出すためには、一定の意義と効果があると思われる。</p> <p>その具体的な方法として、私立高等学校に対する学校提案型支援加算の方法も参考になる。さらには、私立高等学校における校長裁量予算に類似した仕組みを設けることも有用であると考えられる。</p>	<p>必要な予算は各学校に配当し、学校長の権限により執行されている。また、予算配当において学校間の調整も必要となり、効率的な執行ができるよう予算配当で学校側のニーズに添っている。</p> <p>日頃より、学校からヒアリングを行い、国、県の施策を活用することで各学校が特色ある運営を進められるようにしている。</p> <p>今後も学校と協議の上、特色ある予算設定を検討していきたい。</p>
教育委員会事務局 企画管理室 学校支援課 学校教育課	86	<p>(2) 公費と私費の区分について (意見)</p> <p>県立高等学校において行われる支出は、通常、税金等で賄われる公費により負担されるもの(公費会計)と生徒個人や育友会(PTA)等が支出する私費により負担されるもの(私費会計)に区分されるが、今回、往査した県立高等学校において、以下のような事例が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の特色を打ち出すためのパンフレット作りに関する費用を育友会会費から支出している。 ・ 「学校経営計画」の冊子の製本費用を育友会会費から支出している。 ・ 教室に設置するエアコンを育友会がリース契約し、使用するとともに、育友会が電気代の負担を行っている。 <p>今後、県立高等学校の設置者である県としては、公費で負担されるべき支出と私費で負担されるべき支出のルール作りに向け、検討を進めることが必要である。</p>	<p>私費については、教育委員会事務局で「学校徴収金取扱要綱」を定め、適切に取り扱うよう各学校へ要請しているところである。今後とも、地方財政法等の関係法令や文部科学省の見解等を踏まえ、私費の取り扱いについてより適切に行うよう、各学校へ要請する。</p>
		3. 私立高等学校と県立高等学校の比較分析	
教育委員会事務局 教職員課	89	<p>(3) 県立高等学校の適正な教員数の分析の必要性について (意見)</p> <p>県立高等学校は私立高等学校に比べて、学級数及び生徒数に対する教員数が相対的に多いことを示唆する結果が表れたため、教育委員会事務局は現在の県立の教員数が適正な数にあるのかについて、原因分析及び検討を行うことが望ましい。</p>	<p>「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「同施行令」では、職業に関する専門学科や総合学科等には、その運営に関して必要な加算があり、設備投資に多額の資金を要するこれらの学科に、私学は参入しづらい状況がある。よって、県立高等学校と私立高等学校については、普通科のみで比較するのが適当であり、その結果では私学の方が手厚い状況が見られる。</p> <p>高等学校教育の適正化のために、設備投資を要する専門学科等を設置するのは、公教育の使命と考えているところである。</p> <p>今後、適正な教員数について引き続き検討を行うものとする。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		4. 学校評価	
		(2) 私立高等学校の学校評価について	
教育振興課	102	① 私立高等学校の学校評価の公表状況について（結果） 自己評価の公表は学校教育法において義務付けられているが、公表していない私立高等学校が2校ある。 既に所轄庁として指導されているとのことであるが、より厳格な対応をすべきである。	毎年、全ての学校に対して、取組状況を確認するとともに、その内容についても確認し、私立学校の自主性を尊重しつつも、学校教育法に規定する自己評価の趣旨に沿ったものとするよう、継続した指導を行っているところ。
	102	② 私立高等学校において公表される学校評価情報の高度化について（意見） 私立高等学校における学校評価は、各校によって取り組みも異なるが、ホームページで公表している高等学校も少なく、公表情報自体も限られたものとなっているのが実情である。 私立高等学校の学校評価の取り組みや公表状況についてはより高度化を求め、教育委員会とも連携し、そこで培った学校評価のノウハウ等を利用して研修・指導を行うことが望まれる。	私立学校法第1条において「私立学校の自主性を重んじ」とあることから、学校評価については一律の内容や様式を求めず、各学校の自主性を尊重しているところ。 評価結果の公表方法については、遠方の方でもその内容を簡単に知ることができるように、今年度から、できる限りホームページでの公表を行うよう求めているところ。 また、実施方法等についての個別の相談に際しては、公立学校の取組等も参考に示している。
	102	③ 私立高等学校の学校評価指標について（意見） 私立高等学校の学校評価の様式や評価指標は様々であるが、これは私立高等学校の建学の独自性を尊重する観点からするとやむを得ないものである。 一方で、県の政策目標の取り組みや高等学校間の比較可能性に関する部分を考慮して、共通の学校評価の指標として取り組むことを、私立高等学校に対して協力を要請する必要があると考える。	昨年度末に策定した「奈良県教育振興大綱」で設定した重要業績評価指標（KPI）について、私立学校の建学の精神にも沿いながら、その達成に向け取組を推進するよう働きかけているところであるが、私立学校法第1条において「私立学校の自主性を重んじ」とあることから、学校評価については一律の内容や様式を求めず、各学校の自主性を尊重しているところである。
		(3) 県立高等学校の学校評価について	
教育委員会事務局 学校教育課	104	① 県立高等学校の学校評価のホームページにおける公表の状況（意見） 県立高等学校の学校評価の公表について、ホームページで学校評価総括表の公表がない高等学校、最新の学校評価総括表や学校関係者評価を公表していない高等学校が一部に見受けられた。 保護者や地域住民に広く伝えることができるホームページでの学校評価の公表を実施すべきと考える。	全ての県立学校に対し、学校評価についてはホームページでも公表するよう指導した。平成27年度学校評価総括表は全ての県立学校のホームページに掲載されている。
	105	② 県立高等学校の学校評価指標について（意見） 県立高等学校の学校評価指標について、県の政策目標として各学校が共通に取り組むべきものや、学力や進路に関する一定の評価指標等、就学予定者等に有用な県立高等学校の比較可能性を示す情報等の一定の項目について、共通項目・共通指標として設定すべきと考える。	学校評価は、学校の自主性・自律性を高めるものとして導入されたものであり、設置者が評価内容を一律に規定することはなじまず、また他校との比較を目的にはしていない。 就学予定者等に有用な各県立高等学校の情報については、「学校の特色」「主な学校行事」「部活動」「進路状況」等共通の項目でまとめ、学校教育課のホームページ「公立高等学校・特別支援学校紹介」に掲載している。
	106	③ 学校評価の中期計画化による複数年の比較（意見） 学校の取り組みと成果は数年を要するものが多く、学校評価も本来は中長期計画をもとに年度計画を立てることが正しい姿であると考え。 県立高等学校が作成する「ランドデザイン」を利用して中長期的な計画を明確に設定することが有用である。また、計画策定に際しては年度の学校評価と同様に、指標による評価基準を明確にしておく必要がある。 さらに、年度評価指標の経年の複数年比較を明示することは、毎年の比較が明確に行え、中長期計画の進捗状況も明確となることから、学校評価において導入すべきと考える。	学校評価は、学校の自主性・自律性を高めるものとして導入されたものであり、設置者が評価内容を一律に規定することはなじまず、また他校との比較を目的にはしていない。 各学校が行う学校改善について中長期的な目標を有する場合は可能であるが、本年度取り組む事項を重点的に学校評価の評価項目、評価指標とするよう指導している。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	106	<p>④ 学校教育アドバイザーチームの学校訪問の今後の取り組みについて（意見）</p> <p>学校教育アドバイザーチームによる県立高等学校の学校訪問は、平成26年度をもって一巡したことをもって終了したが、同チームによる学校訪問を終わらせるのではなく、教育委員会と各県立高等学校の現状や課題の共通認識ができた今であるからこそ、教育委員会と各県立高等学校が一体となって、これまで進めてきた学校評価の取り組みを維持、高度化し、様々な課題に対処していくことが望まれる。</p>	<p>平成27年度から設置した学校教育アドバイザー係では、へき地学校に対する教育活動等支援及び、新任校長に対する学校経営等支援を行っている。新任校長支援に関わっては、学校経営アドバイザーが新任校長赴任校を訪問した際に、学校改善につながる学校評価についてもアドバイスをを行うなど、学校評価の取組がより効果的に実施されるよう支援している。</p>
		5. 教務に専念できる環境の整備	
		(2) ICT活用による教員の負荷軽減について	
教育委員会事務局 学校教育課	114	<p>④ 校務用コンピュータの整備推進について</p> <p>エ) 校務用コンピュータの導入遅延がもたらすセキュリティ上の問題について（意見）</p> <p>県立高等学校における校務用コンピュータの平均整備率は、平成26年度時点で47.4%であり、教員1人につき校務用コンピュータが1台整備されている状況にはないため、実務上の都合から個人用コンピュータを使用する可能性が高まると考えられる。</p> <p>一般的に、個人用コンピュータは校務用コンピュータと比較してセキュリティ対策が脆弱であることから、情報漏えい等のセキュリティ上のリスクが生じる恐れがある。</p> <p>これらのリスクを低減させるためにも、教員1人につき1台校務用コンピュータを早急に整備することが望まれる。</p>	<p>校務用コンピュータの整備については、奈良県教育振興大綱において、平成31年度までに全国平均以上の整備率達成を目標と示しているところ。目標達成に向けた整備方針を早期に策定したい。</p>
	117	<p>⑤ 校務支援システム活用による環境整備について</p> <p>キ) 校務支援システムのさらなる推進について（意見）</p> <p>県では、校務支援システムの試験導入やNPSネットワークの利用等を実施しているが、私立高等学校と比較すると、校務支援システムの活用に関してはまだ十分ではないと考えられる。</p> <p>校務支援システムのさらなる活用により、教員の事務負担を軽減し、教育に注力出来る環境整備の積極的な推進が必要である。</p>	<p>平成28年度から新たに汎用性のあるシステムをモデル校に導入し、効果等を検証することとしている。導入の効果を踏まえ、今度の導入計画を検討したい。</p>
		(3) 事務職員の活用による教員の負荷軽減について	
教育委員会事務局 教職員課	126	<p>③ 事務職員活用による教員負荷軽減のための環境整備について（意見）</p> <p>監査人が往査した県立高等学校3校のうち1校で、学級費の徴収管理を事務職員ではなく教頭が行っており、教員に負荷がかかっている実態が確認された。一方、往査した私立高等学校では、事務職員が学級費の徴収を行うことで、教員の負荷軽減が図られていた。</p> <p>県立高等学校においては一部の事務を教育委員会事務局が実施しているため単純に業務量の比較を実施することはできないが、私立高等学校の事務職員1人当たり生徒数は79.8人に対し県立高等学校の事務職員1人当たり生徒数は158.4人であり、県立高等学校の事務職員の業務量が多いことから、県立高等学校において事務の一部を教員が担う結果になっているものと想定される。</p> <p>教員が教育に専念できる環境を整備するという目的達成のため、事務職員の業務内容を精査するとともに、増員による事務職員数の適正化も検討したうえで、教員が実施している学校の管理運営業務のうち事務職員が実施可能な業務については、積極的に業務を移管して教員の負荷を軽減することが望まれる。</p>	<p>今後、教員の事務負担軽減につなげるため、事務職員の業務内容を精査するとともに、全国の状況も踏まえ、事務の集約化も含めた効率化方策を検討していく。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		第4. 個別意見	
		1. 全般	
		(1) 奨学金未収金の状況について	
教育委員会事務局 学校支援課	131	③ 回収の可能性の判断と損失処理の検討について (意見) 県では奨学金の貸与を行っているが、平成26年度末において合計1,540,019千円の滞納が生じている。 回収が困難な奨学金未収金に対する回収活動を継続することは、費用対効果の観点から適当ではない面もあると思われる。 したがって、奨学金を個々の債権ごとに回収の可能性の有無による分類を行い、回収の可能性のある債権については、引き続き回収活動を継続することが適当と考えられる。また、回収の可能性がない債権については、他の地方自治体同様、条例による債権放棄を検討する等の施策を行うことが適当と考えられるが、他の県未収金との整合性を図り、県としての公平かつ効率的な対応を検討する必要がある。	奨学金返還金債権は私債権であり、財産調査権がないため、個々の債権ごとに回収の可能性の有無を判断するのは困難であるが、回収可能性の判断方法等については、他府県の状況を調査したい。また、債権放棄に係る条例制定については、県関係各課と協議していきたい。
		(2) 人事評価制度について	
教育委員会事務局 教職員課	135	④ 人事評価制度の改善について (意見) 県における平成26年度の成績率区分別実績について、「勤務実績の勤労手当への反映に関する実施要領」第5条に定められているとおり、評価区分S及びAの職員の割合は35.0%となっているものの、県では評価区分A及びBでそのほとんどを占めており、教員の意欲につながるような人事評価が実施されているかについて疑念があり、検証の必要がある。検証の視点として次の三点が考えられる。 第一に、評価区分の定義が不明確であること。 第二に、評価区分をS、C、Dとする場合、各学校の校長は「勤務実績の勤労手当への反映に関する実施要領」第3条の内申書を作成しなければならないこと。 第三に、評価区分C及びDとされる教員は、指導や研修の受講によっても改善しない場合など極めて特殊な状況を想定していること。 そのため、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第34号)の趣旨に則り、今後、評価区分の定義を明確にするとともに、教員評価にメリハリをつけることで教員の労働意欲を向上させ、ひいては教育の質の向上につながる制度設計を検討することが望まれる。	平成26年5月に改正された地方公務員法を受け、奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び勤労手当への反映に関する実施要領を平成28年4月に改正した。 この改正で、自己申告評価に対する評価者による評定の付与基準と当該評定に比例した5段階の評語の範囲を定めるとともに、当該評語等と勤労手当成績率との関係を明確化し、平成29年度以降の勤労手当に反映するものとしたところ。 今後、地方公務員法の趣旨に沿い、当該人事評価規則等を適正に運用し、教員の労働意欲を向上させ、人材育成と学校の教育力向上に役立てていく。
		(3) 耐震化の進捗について	
教育委員会事務局 学校支援課	138	④ 耐震化計画の実現について (意見) 奈良県内の公立高等学校施設の耐震化率は平成27年4月1日時点で76.6%であり、都道府県別で46位と低迷しているだけではなく、他都道府県に比べてかなり低い状況である。 学校施設の耐震化の推進は喫緊の課題であり、その方向性を含め、計画を定めて早急に取り組んでいく必要がある。	現在、県立高等学校施設については、平成29年度までを耐震整備集中期間として重点的に耐震整備に取り組んでおり、平成29年4月1日時点における県立高校の耐震化率は87.2%、特別支援学校と合わせた県立学校施設の耐震化率は90.1%となる見込み。 また、耐震化に伴い、今後、補強工事だけでなく、校舎や屋内運動場の改築が必要となるが、今後の生徒数の減少に伴う高等学校の適正規模、適正配置等の検討と併せ、工事手法や実施スケジュール案を策定し、耐震化を促進していきたい。
		(4) 統合により廃校となった学校校舎等の利活用について	
教育委員会事務局 学校支援課	139	① 廃校校舎等の利活用について (意見) 旧奈良工業高等学校・旧御所東高等学校・旧高田高等学校・旧志貴高等学校の4校の高等学校跡地が未利用となっており、早急な活用方法の検討が必要である。	本県では、全庁的にファンシリティマネジメントの手法を取り入れ、県有資産の有効活用を図ることとしているところ。閉校となった学校の跡地についても、関係部局と連携し、有効に活用できるよう検討を進める。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
教育委員会事務局 学校教育課	141	② 郡山高等学校と旧城内高等学校の施設利用状況について（意見） 郡山高等学校と城内高等学校は統合したものの、隣接する両校舎を利用している。一方で平成27年度の学生募集人員の規模は統合前の郡山高等学校単独と同等となっており、これだけを見ると旧城内高等学校分の施設が過剰な施設ではないかと考えられる。 プールやグラウンド、その他施設等も2つ必要であるのか、光熱水費、修繕費等の管理費や維持費を勘案の上、学校施設の在り方を見直す必要がある。	現在、郡山高等学校では、冠山校舎と城内校舎を利用している。今後の校地・校舎利用については、県立高等学校の規模と配置の適正化に関する検討を進める中で、管理費や維持費の問題も含め、施設利用のあり方を検討する。
		2. 現地往査	
		(1) 資産の現物管理について	
教育委員会事務局 企画管理室	142	② 物品の寄附受納の処理漏れについて（結果） 奈良高等学校では、独立行政法人科学技術振興支援機構から寄附を受けた物品について、物品台帳に記載がなかった。また、譲渡されるまで当該物品は借受けされていたが、この場合、奈良県会計規則第57条に基づき物品借受調書の作成が必要であるが、作成されていなかった。 今後、寄附受納したものについて、物品台帳への登載を行うとともに、他校において同様の案件がないかに留意してルールの周知徹底を行う必要がある。	奈良高等学校の、独立行政法人科学技術振興支援機構から寄附を受けた物品について、速やかに物品台帳に記載を行った。物品の取り扱いについて事務処理に漏れがないようルールの周知徹底を行っている。
	142	① 重要物品以外の現物と管理簿の照合について（意見） 現地往査を実施した高等学校のうち、重要物品以外の現物と管理簿の照合について確認を実施した奈良高等学校及び平城高等学校に関しては、平成26年度の現物と管理簿の照合はなされておらず、定期的な現物と管理簿の照合も行っていないとのことであった。 現物と管理簿との照合を実施し、現物の確認及び実態を管理簿へ反映する必要がある。	重要物品以外の物品の現物確認と管理簿との照合について、すべての物品と管理簿を定期的に照合するのは物品の数量と管理場所が点在しているが、物品管理者において適切に管理するとともに、物品購入時の管理簿登録の徹底、廃棄時の登録削除の徹底を図るなどし、現物の実態と管理簿の整合性を確保する。
	143	③ 物品台帳管理について（意見） 奈良高等学校で物品を購入した際、物品管理システムの台帳に入力するとともに、従前の紙台帳にも重複して登録していた。 台帳は一元管理することが原則であり、現存している紙台帳について、今後、効率よく業務が遂行できるよう整理・調整が必要である。	物品の管理は物品管理システムにより行っている。紙台帳はあくまで事務職員が便宜上利用しているものである。今後も物品管理システムにより適切に管理する。
	144	(2) 出納簿の押印漏れについて（結果） 青翔高等学校の現金出納簿を確認したところ、平成27年1月分の検印が漏れていた。 例月検査を適切に実施していることへの重要な証跡となるため、現金出納簿を適切に管理する必要がある	青翔高等学校の現金出納簿について、当該校において速やかに内容確認し検印を押印した。今後、適切に管理するように努める。
	144	(3) 非常勤講師勤務簿の押印漏れについて（結果） 青翔高等学校の平成26年12月分の非常勤講師勤務簿を確認したところ、6名全員分について、校長による検印が漏れていた。 所属長である校長による検査を適切に実施していることへの重要な証跡となるため、非常勤講師勤務簿を適切に管理する必要がある。	青翔高等学校の非常勤講師勤務簿について、当該校において速やかに内容確認を行い検印を押印した。 今後、適切に管理するように努める。